

本庄地域定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

(設置)

第1条 本庄地域定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）の策定又は変更に当たり、民間や地域の関係者の意見を幅広く反映するため、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、本庄地域定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) ビジョンの策定又は変更に関すること
- (2) その他ビジョンに関し、市長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 本庄地域定住自立圏形成協定の取組分野に関連する関係者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 懇談会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 懇談会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、本庄市企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 8 月 19 日から施行する。
(最初に委嘱される委員の任期の特例)
- 2 この要綱の施行後、最初に委嘱される懇談会の委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。